

条例

青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県条例第一号

青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例

(設置)

第一条 肢体不自由児（上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童をいう。以下同じ。）及び重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいう。以下同じ。）の治療、指導等を行うため、肢体不自由児・重症心身障害児施設を設置する。

2 肢体不自由児・重症心身障害児施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県立あすなろ学園	青森市

(業務)

第二条 肢体不自由児を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。

一 肢体不自由児を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。

二 重症心身障害児を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすること。

(使用料)

第三条 肢体不自由児・重症心身障害児施設において診療を受けた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 知事は、特別の理由があると認めたときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、肢体不自由児・重症心身障害児施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三条第一項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に受ける診療に係る使用料について適用し、同日前に受けた診療に係る使用料については、なお従前の例による。

(青森県肢体不自由児施設条例の一部改正)

3 青森県肢体不自由児施設条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表青森県立あすなろ学園の項を削る。

第二条中「青森県立あすなろ学園、」を削る。

別表（第三条関係）

区分	金額
診療料	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月十六日厚生省告示第五十四号）中別表第一医科診療報酬点数表に係る算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成六年八月五日厚生省告示第二百三十七号）により算定した額
補装具料	補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和四十八年六月二十八日厚生省告示第百八十七号）の別表に定める額
診断書料	一通につき八百六十円（複雑な診断書にあっては、二千八十円以上六千三百円以下の範囲内で作成の難易度を勘案して知事が定める額）

青森県森林整備地域活動支援交付金基金条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事　木村守男

青森県条例第二号

（設置）

青森県森林整備地域活動支援交付金基金条例

第一条 県が国から交付を受ける森林整備地域活動支援交付金により、森林の適切な整備を通じた森林の有する多面的機能の發揮を図るため、対象森

林において市町村との間で締結された協定に基づき森林の施業の実施に不可欠な森林の現況の調査等の地域における活動を行う認定森林所有者等に対する交付金の交付（以下「森林整備地域活動支援交付金交付事業」という。）を行う市町村に対する交付金の交付をする経費の財源に充てるため、青森県森林整備地域活動支援交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 前項の「対象森林」とは、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一條第四項の認定に係る森林施業計画（その変更につき同法第十二條第三項において準用する同法第十一條第四項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）の対象とする森林をいう。
- 3 第一項の「認定森林所有者等」とは、森林法第十二条第一項に規定する認定森林所有者等をいう。

（積立額）

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける森林整備地域活動支援交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

（基金の処分）

第五条 基金は、森林整備地域活動支援交付金交付事業を行う市町村に対する交付金の交付をする経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第三号

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下「法」という。）第四条の規定による自動車運転代行業の認定証の再交付及び法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換えに関する事務に係る手数料の徴収に關し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

一 法第四条の規定による自動車運転代行業の認定を受けようとする者

自動車運転代行業認定申請手数料

一万六千円

二 法第五条第五項の規定による自動車運転代行業の認定証の再交付を受けようとする者

自動車運転代行業認定証再交付手数料

千九百円

三 法第八条第三項の規定による自動車運転代行業の認定証の書換えを受けようとする者

自動車運転代行業認定証書換え手数料

二千百円

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

(手数料の不還付)

第四条 既に納入した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、平成十四年六月一日から施行する。

青森県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第四号

青森県特別会計条例の一部を改正する条例

青森県特別会計条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一項の表青森県肢体不自由児施設特別会計の項中「及び肢體不自由児施設事業」を「、肢體不自由児施設事業及び重症心身障害児施設事業」に改め、同項の前に次のように加える。

青森県公債費特別会計	起債償還に係る歳入歳出を一般の 歳入歳出と区分して経理するため
歳入 起債償還金その他の諸収入	一般会計繰入金、起債その他の諸収入 歳出 起債償還金その他の諸支出

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第五号

青森県部設置条例の一部を改正する条例

青森県部設置条例（昭和三十七年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号(五)中「行政一般」の下に「（税政を除く。）」を加え、同条第三号(三)中「安定及び」を削り、同条第四号(一)を次のように改める。

(一) 保健、医療及び公衆衛生に関する事項

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県条例第六号

青森県行政機関設置条例の一部を改正する条例

青森県行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十三条」に、「第十五条」を「第十四条」に、「第十六条」を「第十五条」に改める。

第十一条を削る。

第十条第一項の表中「青森家畜保健衛生所」を「東地方農林水産事務所青森家畜保健衛生所」に、「弘前家畜保健衛生所」を「中南地方農林水產事務所弘前家畜保健衛生所」に、「八戸家畜保健衛生所」を「三戸地方農林水産事務所八戸家畜保健衛生所」に、「十和田家畜保健衛生所」を「上北地方農林水産事務所十和田家畜保健衛生所」に、「むつ家畜保健衛生所」を「下北地方農林水産事務所むつ家畜保健衛生所」に、「木造家畜保健衛生所」を「西地方農林水産事務所木造家畜保健衛生所」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中第四項を第八項とし、第三項の次に次の四項を加える。

4 東地方農林水産事務所、中南地方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所、上北地方農林水産事務所、下北地方農林水産事務所及び西地方農林水産事務所は、第一項に規定する事務のほか、家畜衛生に関する事務を分掌する。

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、家畜衛生に関する事務に関する農林水産事務所の所管区域は、次のとおりとする。